# 令和６年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：小城市、小城市教育委員会、小城市議会、小城市選挙管理委員会、小城市監査委員
小城市農業委員会

## １．全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異<br>（男性の給与に対する女性の給与の割合） |
|---|---|
| 任期の定めのない常勤職員 | ８９．８％ |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | ８４．５％ |
| 全職員 | ７３．５％ |

## ２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異<br>（男性の給与に対する女性の給与の割合） |
|---|---|
| 部長級職員 | １００．８％ |
| 課長級職員 | ９５・８％ |
| 副課長級職員 | １００・８％ |
| 係長級職員 | ９８．４％ |

### (2) 勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異<br>（男性の給与に対する女性の給与の割合） |
|---|---|
| ３６年以上 | ９２．６％ |
| ３１～３５年 | ８９．２％ |
| ２６～３０年 | ８９．０％ |
| ２１～２５年 | ８７．９％ |
| １６～２０年 | ９０．５％ |
| １１～１５年 | ８９．１％ |
| ６～１０年 | ８８．８％ |
| １～５年 | ８０．４％ |

【説明欄】

扶養手当、住居手当のいずれにおいても、男性職員による受給が多く、それぞれ男性の占める割合は、83.8%（扶養手当）、66.7%（住居手当）となっている。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。